

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省健康・生活衛生局健康課）

| | | | |
|-----------------------|---|----|------|
| 項 目 名 | 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率引上げ | | |
| 税 目 | たばこ税 | | |
| 要 望 の 内 容 | たばこが健康に与える影響なども踏まえ、国民の健康の観点からたばこの消費を抑制するため、たばこ税の税率を引き上げる。 | | |
| | 平年度の減収見込額 | － | 百万円 |
| | （制度自体の減収額） | （－ | 百万円） |
| | （改正増減収額） | （－ | 百万円） |

| | | |
|-------------------|--|-----|
| 新設・拡充又は延長を必要とする理由 | <p>(1) 政策目的</p> <p>たばこ税の税率を引き上げることによって、たばこの消費抑制を図り、もって国民の健康増進に資する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>厚生労働省において開催した「喫煙の健康影響に関する検討会」が平成 28 年 8 月に取りまとめた報告書では、日本人の喫煙の健康影響に関して、肺がんのリスクが男性で約 4.4 倍、女性で約 2.8 倍になることや、慢性閉塞性肺疾患 (COPD) のリスクが男性で約 3.1 倍、女性で約 3.6 倍になることなどが報告されている。このように、喫煙の健康への悪影響は科学的に明らかである一方、喫煙率は男性 27.1%、女性 7.6%といまだ高く（令和元年）、国民健康づくり運動プランである健康日本 21（第二次）において示されている目標（令和 4 年度に 12%）は達成されていない。このため、たばこの消費の抑制を図る必要がある。</p> <p>平成 30 年度税制改正により、たばこ税及び地方たばこ税について段階的に見直しを行ってきたが、令和 4 年 10 月で見直しが完了した。</p> <p>また令和 5 年度税制改正大綱においては、たばこ税について、「防衛力強化に係る財源確保のための税制措置」として、「3 円／1 本相当の引上げを、国産葉たばこ農家への影響に十分配慮しつつ、予見可能性を確保した上で、段階的に実施する」「施行時期は、令和 6 年度以降の適切な時期とする」とされている。令和 6 年度税制大綱においては、「防衛力強化に係る財源確保のための税制措置」として、「令和 5 年度税制改正大綱に則って取り組む。」「たばこ税については、加熱式たばこと紙巻たばこの間で税負担の不公平が生じている。同種・同等のものには同様の負担を求める消費課税の基本的考え方に沿って税負担差を解消することとし、この課税の適正化による増収を防衛財源に活用する。その上で、国税のたばこ税率を引き上げることとし、課税の適正化による増収と合わせ、3 円／1 本相当の財源を確保することとする。」とされている。所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第七十四条においては、「政府は、（略）所得税、法人税及びたばこ税について所要の検討を加え、その結果に基づいて適当な時期に必要な法制上の措置を講ずるものとする。」とされている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、たばこの消費抑制を図り、もって国民の健康増進に資するため、たばこ税の引上げが必要。</p> | |
| | 今回の要望（租税特 | 合理性 |

| | | |
|-----|------------------------|--|
| | 政策の達成目標 | たばこの消費を抑制させることで、国民の健康を増進させる。 |
| | 租税特別措置の適用又は延長期間 | — |
| | 同上の期間中の達成目標 | — |
| | 政策目標の達成状況 | — |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | — |
| | 要望の措置の効果見込み(手段としての有効性) | <p>平成 22 年 10 月の増税（70 円／箱）では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙巻たばこの販売数量は 16%減少 （平成 21 年度 2,339 億本→平成 23 年度 1,975 億本） ・成人喫煙率は 3.3 ポイント減少 （平成 21 年 23.4%→平成 23 年 20.1%） <p>という効果がみられており、税率の引上げにより、喫煙率の低下が見込まれる。</p> <p>また、紙巻たばこに関する平成 30 年度税制改正による三段階での増税（60 円／箱）は、令和 3 年 10 月に完了し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙巻たばこの販売数量は 36%減少 （平成 29 年度 1,455 億本→令和 3 年度 937 億本） ・成人喫煙率は 1.0 ポイント減少 （平成 29 年 17.7%→令和元年 16.7%） <p>という効果がみられた。</p> |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の措置 | 地方税についても同様の要望を行っている。 |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | 平成 17 年度からたばこ対策促進事業として、都道府県等のたばこ対策への補助を実施している（令和 6 年度予算 46 百万円）。 |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | 上記予算事業は、都道府県等が実施する普及啓発等のたばこ対策に支援を行うものである。一方で、本税制措置は、喫煙者のたばこ消費抑制に直接的に効果を与えるものであり、手段と効果が異なる。 |
| | 要望の措置の妥当性 | たばこの課税に関する措置は、日本も受諾している「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(FCTC)」においても提唱されている。 |

| | | |
|----------------------------|--|---|
| これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項 | 租税特別措置の適用実績 | — |
| | 租特透明化法に基づく適用実態調査結果 | — |
| | 租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性) | — |
| | 前回要望時の達成目標 | — |
| | 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | — |
| これまでの要望経緯 | <p>○平成 28 年度税制改正要望 「国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ等」において、以下を要望。 ①たばこ税及び地方たばこ税の税率の引上げ ②かぎ用の製造たばこ等における課税の換算方法の見直し</p> <p>○平成 29 年度税制改正要望 「国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ」において、たばこ税及び地方たばこ税の税率の引上げを要望。</p> <p>○平成 30 年度税制改正要望 「国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ」において、以下を要望。 ①たばこ税及び地方たばこ税の税率の段階的な引上げを要望。 ②加熱式たばこの課税標準における重量の計算方式の見直し及び価格に応じた課税方式の導入 等</p> <p>○令和 4 年度税制改正要望 継続的なたばこ税増税の検討要望を提出。</p> <p>○令和 5 年度税制改正要望 「国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の引上げ」において、たばこ税及び地方たばこ税の税率の引上げを要望。</p> <p>○令和 6 年度税制改正要望</p> | |

| | |
|--|--|
| | 「国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の引上げ」において、たばこ税及び地方たばこ税の税率の引上げを要望。 |
|--|--|